

共同認証評価基準

【STANDARD 1: MISSION , GOALS & STRATEGY】

1-1	大学の使命・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定していること。
1-2	大学の使命・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していること。
1-3	大学の使命・目的及び学部・研究科の目的を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定していること。
1-4	大学の使命・目的に沿って、国際化に関する戦略を設定していること。

【STANDARD 2: INTERNAL QUALITY ASSURANCE】

2-1	内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示していること。
2-2	内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備していること。
2-3	方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能していること。
2-4	教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。
2-5	内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っていること。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

【STANDARD 3: TEACHING & LEARNING】

3-1	大学の掲げる使命・目的を実現するため、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を定め、公表していること。また、これらの方針が適切に関連していること。
3-2	教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。
3-3	大学として求める教員像や教員組織の編制に関する方針を明示していること。また、方針に基づき、各学部・研究科の教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制していること。
3-4	学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じていること。
3-5	成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。
3-6	学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。
3-7	学生の受け入れ方針に基づき、学生を適切に受け入れていること。また、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることが出来るよう、学生支援の体制を整備し、学生支援を適切に行っていること。
3-8	学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示し、この方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していること。また、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備え、それらは適切に機能していること。

【STANDARD4: FACULTY】

4-1	ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていること。
4-2	規程等に沿って、教員の募集、採用、昇任等や教員の業績評価を適切に行っていること。
4-3	教員は、研究または産学協同の成果を教育に組み入れて、学生に学習の機会を提供していること。

【STANDARD5: SOCIAL CONNECTION】

5-1	大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していること。また、その方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。
-----	---

【STANDARD6: GOVERNANCE】

6-1	大学の使命・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示していること。
6-2	方針に基づき、適切な大学運営を行っていること。
6-3	法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、その事務組織が適切に機能していること。また、大学運営を効果的に行うために、事務職員の意欲及び資質向上を図るための方策を講じていること。

用語解説

1. 国際化に関する戦略

大学が推進する国際化の計画のこと。

この計画に基づき、例えば、学生の国際的な視野を広げるカリキュラム、英語で授業を行うコースやプログラム、海外の大学との共同学位プログラムの開設、学生の英語またはその他の外国語能力を伸ばす仕組み、外国籍の学生の募集、各種国際交流活動などに取り組む。また、教員組織としては、国際的な研究、外国籍または海外の大学の学位を有する教員の配置などに取り組む。

2. 内部質保証

PDCA サイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセス。

3. 学位授与方針

卒業認定または学位授与に関する基本的な方針のことで、大学として、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果等を明確に示したもの。

大学は、その理念・目的に則り、学部・研究科等ごとに人材養成に関する目的を定めるものとされているが、それを達成するために、卒業・修了する時点での学生の能力を対外的に保証するものとして「学位授与方針」を定めていくことになる。

cf. 学生の基本的なリテラシー：学校の全ての学生が率号時に身に付けておくべき一般の能力と態度。

4. 教育課程の編成・実施方針

教育の実施に関する基本的な方針のことで、教育内容、教育方法等に関する方向性を示したもの。カリキュラム・ポリシーともいう。

大学は、基礎科目・専門科目などをどのように配列・編成していくのか（教育内容）、またいかなる方法（講義・演習・実習・実技等）で提供していくのか（教育方法）をこの方針に基づいて決めていくことになる。教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針を受けて、それを実現するためにどのように教育課程を編成し実施するかを観点として定められることが望まれている。

5. 学生の受け入れ方針

大学が行う教育活動の方向性に沿って、入学を希望する者に求める学生像や具体的な資質・能力を示したもの。アドミッション・ポリシーともいう。

大学は、人材養成に関する目的、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえ、学部・研究科等の教育に応じ、入学を希望する者に対して求める資質・能力・意欲や既修得内容及びその水準を明確に示すことが求められ、それは入学者選抜の方法や内容などにも直接つながってくる。

6. ファカルティ・ディベロップメント

大学が、大学教員の職能開発と授業改善などを目的に行う組織的な取り組みのこと。

具体例としては、教員相互の授業参観、授業内容・方法に関する研究会、新任教員向け研修会、学生

指導に関わる研修会、授業評価の活用研究会等が挙げられる。単に授業改善のための研修に限らず、教育課程の体系化や初年次教育の充実など、より広く教育内容の改善を図るために行う教員の共通理解を促す会合、さらにはハラスメント防止や学生のメンタルへの対応などをテーマとした研修会など、幅広いものが挙げられる。

また、研究費の獲得方法・使用ルール、研究公正等の説明会など研究活動に関わる研修、さらには社会貢献、管理運営に関わる研修など、教員集団の職能開発のための活動全般を指す概念である。